

令和8年熊本地震に伴う国家公務員宿舎の一時提供について

1 目的

令和8年熊本地震による被災者支援のための国家公務員宿舎の提供

2 対象者

自宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けた方

3 提出書類

- ① 罹災証明書
- ② 世帯全員分の住民票
- ③ 公務員住宅使用許可申請書
- ④ 誓約書
- ⑤ 居住者（変更）届

※申込時に罹災証明書や住民票が提出できない場合、住宅の被害状況がわかる写真、免許証、保険証、その他住所が確認できるものにて受付し、罹災証明書等は後日提出していただきます。

※代理人による申請も可能としますが、申請書等に代理人の押印が必要です。

4 入居の条件

(1) 入居期間は、6か月以内とする。

(入居者の状況に応じて、最長1年間まで更新可能。)

(2) 駐車場は原則一戸につき一台とする。

(3) 敷金、保証金は徴収しない。

(4) 家賃及び駐車場使用料は免除する。

(5) 共益費、水道、光熱水費等は入居者負担とする。

(6) 退去時の修繕は原則免除としますが、入居者の責に帰すべき事由により生じた損傷又は汚損は、入居者が原状回復を実施し、その費用を負担する。

又、入居資格がないと判断したときは、使用者は修繕し、その費用を負担する。

(7) 居室内において使用する家具及び家庭用電気機械器具については、入居者が用意するものとする。

5 受付方法

申込（先着）順